

令和8年1月2月3月の 上水道料金の基本料金等 を免除します

物価高騰による経済負担を軽減するため、上水道料金の基本料金等を3か月間免除します。

免除対象者

加美町水道事業と給水契約をしている水道使用者（官公庁等を除く）

免除を受けるための手続き

申込手続きは不要です。

免除となる期間と金額

免除の期間：令和8年1月から令和8年3月請求分の3か月間

免除の金額：水道契約者（官公庁等を除く）の水道基本料金及び
メーター料金

※基本料金からの超過料金及び下水道使用料は対象外です。

※ご使用水道の水道メータ一口径により免除金額が異なります。

（下記参照）

口径	基本料金等（1カ月あたり）	口径	基本料金等（1カ月あたり）
13mm	2,153円	40mm	2,351円
20mm	2,230円	50mm	3,363円
25mm	2,241円	75mm	4,133円
30mm	2,318円	100mm	4,573円

※金額には10%の消費税及び地方消費税が含まれています。

【注意事項】

- ・検針時に発行する「使用水量のお知らせ」については、免除前の金額で発行されます。「使用水量のお知らせ」に記載された金額から、免除金額を引いた金額で料金を請求します。
- ・免除期間終了後（令和8年4月請求分）は、現行の基本料金となります。
- ・使用開始や休止の時期により、減免となる基本料金が異なる場合があります。
- ・水道料金の減免を悪用した詐欺にご注意ください。

今回の減免の手続きにおいて、銀行やコンビニエンスストア等のATMへ誘導すること、役場から電話や訪問することはありません。

加美町上下水道課 電話番号：0229-63-3954

※お問い合わせの際は、お客様番号をお知らせください。

※国の「物価高騰対応重点地方創生臨時交付金」を活用しています。